

介護福祉士実務者研修 〈通信制（木曜）コース（教育訓練給付金対象講座）〉

令和6年1月開講

指令社福第600号

	科目名	規定 時間数	履修 時間数	利用テキスト 巻	利用テキスト ページ
通 信 課 程	<b>① 課題提出締切</b>		<b>2月8日当日消印有効</b>		
	人間の尊厳と自立	5	5	1巻	13～45
	社会の理解 I	5	5	1巻	51～142
	介護の基本 I	10	10	2巻	11～85
	介護過程 I	20	20	5巻	9～58
	生活支援技術 I	20	20	4巻	11～182
	生活支援技術 II	30	30	4巻	187～315
	こころとからだのしくみ I	20	20	6巻	11～65
	<b>② 課題提出締切</b>		<b>2月8日当日消印有効</b>		
	社会の理解 II	30	30	1巻	149～317
	介護の基本 II * 2級修了者は免除	20	20	2巻	91～249
	発達と老化の理解 I	10	10	7巻	15～41
	発達と老化の理解 II	20	20	7巻	45～148
	認知症の理解 I * 初任者修了者は免除	10	10	7巻	155～238
	障害の理解 I * 初任者修了者は免除	10	10	8巻	9～79
	コミュニケーション技術	20	20	3巻	7～153
	<b>③ 課題提出締切</b>		<b>2月15日当日消印有効</b>		
	認知症の理解 II	20	20	7巻	243～343
	障害の理解 II	20	20	8巻	83～194
	<b>④ 課題提出締切</b>		<b>2月22日当日消印有効</b>		
	こころとからだのしくみ II	60	60	6巻	71～219
	介護過程 II	25	25	5巻	63～140
	<b>⑤ 課題提出締切</b>		<b>2月29日当日消印有効</b>		
	医療的ケア（医療的ケア的ケア実施の基礎）	16	16	9巻	15～121
	医療的ケア（喀痰吸引—基礎的知識・実施手順）	16	16	9巻	127～271
	医療的ケア（経管栄養—基礎的知識・実施手順）	16	16	9巻	275～378
	合計	403	403		

スクーリング履修日 ⑥							
日程		科目名	規定 時間数	履修 時間数	利用テキスト 巻	利用テキスト ページ	時間帯
1月11日	木	オリエンテーション		1			9：20～10：20
		医療的ケアの基礎知識	2	2	9巻	15～73	10：30～12：40
2月29日	木	介護過程Ⅰ（介護過程の展開の実際）	6	6	5巻	143～217	9：20～17：00
3月14日	木	介護過程Ⅲ（2）（介護過程の展開の実際）	4	4	5巻	143～217	9：20～14：40
		医療的ケアにかかる知識の修得度の評価	2	2			14：50～17：00
3月21日	木	介護過程Ⅲ（3）（介護過程の展開の実際）	6	6	5巻	143～217	9：20～17：00
3月28日	木	介護過程Ⅲ（4）（介護過程の展開の実際）	6	6	5巻	143～217	9：20～17：00
4月11日	木	介護過程Ⅲ（5）（介護過程の展開の実際）	6	6	5巻	143～217	9：20～17：00
4月18日	木	介護過程Ⅲ（6）（介護過程の展開の実際）	6	6	5巻	143～217	9：20～17：00
4月25日	木	介護過程Ⅲ（6）（介護過程の展開の実際）	3	3	5巻	143～217	9：20～12：40
		介護過程Ⅲ（7）（介護過程の展開の実際）	3	3	5巻	143～217	13：40～17：00
5月9日	木	介護過程Ⅲ（7）（介護過程の展開の実際）	4	4	5巻	143～217	9：20～14：40
		介護過程Ⅲ（8）（知識等の習熟度の評価）	2	2			14：50～17：00
5月16日	木	喀痰吸引	1	1	9巻	127～180	9：20～10：20
		医療的ケア（1）演習	5	5	9巻	181～271	10：30～17：00
5月23日	木	経管栄養	1	1	9巻	275～318	9：20～10：20
		医療的ケア（2）演習	5	5	9巻	321～370	10：30～17：00
		修了式		1			17：10～18：10
無資格者の修了証は 5月末日に学院より発送します。							
合 計			62	64			
総 計			465	467			

全科コース

①+②+③+④+⑤+⑥

ヘルパー2級（初任者）修了コース

②+③+④+⑤+⑥

ヘルパー1級修了コース

⑤+⑥

基礎研修修了コース

⑤+⑥のうち医療的ケアの2日間

スクーリング履修日

⑥

どうしても都合がつかない場合は、同じカリキュラムの振り替え受講もできます。  
詳しくは事務局までご相談ください。